

山口県報

平成22年
6月8日
(火曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

救急病院の認定 (地域医療推進室)……………二

主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の廃止 (農業振興課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………二

土地改良区役員の出出 (農村整備課)……………三

県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業 (第二換地区) の換地処分 (農村整備課)……………三

雑報

県報の正誤 (昭和五十九年三月三十日山口県報の目次ほか二四件)……………四



山口県告示第二百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年六月八日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学工業株式会社
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
四七一口	二・五 (m ³ /分)	平成二二、 八、一六	平成二二、 二、二八	平成二二、 三、一	断 続 二二時間 変動あり
"	"	"	"	"	"
四七一ホ	五・四〇 (l/分)	"	"	"	連 続 二四時間 変動なし
"	三・四〇 (l/分)	"	"	"	"

備考 「四七一口」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び廃カス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 染 物 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	通 常	最 大	
"	"	"	"	"	〇・六
四七―ホ	七	二二	八	八	〇・二
"	一・四	〇	三〇〇	五六〇	二・六
四七―ロ	七	二二	二六〇	三八〇	二・七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		汚 染 物 の 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	通 常	最 大	
七	八	一六	二〇	三〇	二二、〇九二
					二二、七九二

山口県告示第百三十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年六月八日

山口県知事 二井 関成

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
医療法人緑山会鹿野博 周南市大字鹿野下一一六一の一 平成二五、四、二〇
愛病院

山口県告示第百三十七号

主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示(昭和五十九年山口県告示第百七十三号)は、廃止する。

平成二十二年六月八日

山口県知事 二井 関成



(二八五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年七月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 うべ未来一〇〇プロジェクト

代 表 者 の 氏 名 光井 一彦

主たる事務所の所在地 宇部市常盤町一丁目八番二一号

三 定款に記載された目的

宇部地域の活性化等に取り組んでいる事業主体、あるいは個人に対して、地域活性化に寄与できると考えられる各種提言を行い、宇部がより魅力ある地域となるための調査・研究を行って、活性化に貢献するプロジェクトを発掘・支援し実現すること。

(一八六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年六月八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市内日土地改良区	理事	野村 喜治	下関市大字内日下二〇八六
"	"	宮村 博	大字植田一〇五〇の二
"	"	栗林相一郎	大字内日上一二七二七
"	"	鎌田 三郎	大字内日下一〇一三
"	"	藤田 忠清	大字植田六三一
"	"	岩本 治文	大字内日上一八七四
"	"	木村 秀洋	" 九五二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市内日土地改良区	理事	野村 喜治	下関市大字内日下二〇八六
"	"	宮村 博	大字植田一〇五〇の二
"	"	栗林相一郎	大字内日上一二七二七
"	"	鎌田 三郎	大字内日下一〇一三
"	"	藤田 忠清	大字植田六三一
"	"	岩本 治文	大字内日上一八七四
"	"	木村 秀洋	" 九五二
"	"	福永 秀男	大字内日下一七二一
"	"	村岡 達一	" 二三五
"	"	大田 浩史	大字内日上一五二の二
山口市榎野川東土地改良区	理事	浅原 利夫	山口市名田島二五一八

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
山口市榎野川東土地改良区	理事	福永 秀男	大字内日下一七二一
"	"	村岡 達一	" 二三五
"	"	大田 浩史	大字内日上一五二の二
"	"	浅原 利夫	山口市名田島二五一八
"	"	岡野 文男	" 一四の五
"	"	脇 嘉文	" 二九八
"	"	三輪 利夫	" 一五九七
"	"	熊野 税朗	" 三三三九
"	"	品川 恒夫	" 三二二三
"	"	渡邊 恒雄	" 二七二八
"	"	田中 勝	" 二七九四
"	"	河村 等	" 六一二
"	"	河村 博次	" 四三五
"	"	石坂 彰祥	" 二九六七の一
"	"	亀井 輝行	" 陶四六七三の一
"	"	中野 芳昭	" 四六五三の七
"	"	原田 蕃	" 名田島一五〇〇
"	"	栗山 新治	" 三五〇五
"	"	藤井 正記	" 陶四五三一の六

平成二十一年十一月十三日山口県報の目次

二	ページ	上	段	行	誤	正
四	告示	主要農作物の県奨励品種に関する告示		主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示		

平成二十二年三月三十日山口県告示第二百八十二号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

主要農作物の県奨励品種に関する告示		誤		正	
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示					

平成二十二年三月三十日山口県報の目次

六	ページ	上	段	行	誤	正
四	告示	主要農作物の県奨励品種に関する告示		主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示		

平成元年四月七日山口県告示第二百七十九号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

主要農作物の県奨励品種に関する告示		誤		正	
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示					

二	ページ	上	段	行	誤	正
四	告示	主要農作物の県奨励品種に関する告示		主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示		

平成七年四月十一日山口県告示第二百九十八号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

主要農作物の県奨励品種に関する告示		誤		正	
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示					

平成七年四月十一日山口県報の目次

九	ページ	上	段	行	誤	正
九	告示	主要農作物の県奨励品種に関する告示		主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示		

平成二十二年十一月十三日山口県告示第八百三十五号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

主要農作物の県奨励品種に関する告示		誤		正	
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示					

四	ページ	段	行	誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
下			左から 一 二 三		
					主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成九年六月十七日山口県告示第四百四十七号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

				誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成九年六月十七日山口県報の目次

八	ページ	段	行	誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
上			一 四		
					主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成八年十一月一日山口県告示第七百三十六号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

				誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成八年十一月一日山口県報の目次

一〇	ページ	段	行	誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
上			左から 五		
					主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成十三年三月二十三日山口県告示第二百二十七号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

				誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成十三年三月二十三日山口県報の目次

一	ページ	段	行	誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
下			四		
					主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成十年十月二日山口県告示第六百六十九号（主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正）

				誤	主要農作物の県奨励品種に関する告示
				正	主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示

平成十年十月二日山口県報の目次

平成十六年一月二十七日山口県報の目次

主要農作物の県奨励品種に関する告示	誤
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示	正

平成十六年一月二十七日山口県告示第三十一号(主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正)

一	ページ	段	行	誤
上	左から 六			
				主要農作物の県奨励品種に関する告示
				主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示
				正

平成十九年三月二十七日山口県報の目次

主要農作物の県奨励品種に関する告示	誤
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示	正

平成十九年三月二十七日山口県告示第四百四十五号(主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正)

一	ページ	段	行	誤
下				
三				主要農作物の県奨励品種に関する告示
				主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示
				正

平成二十二年一月十五日山口県報の目次

主要農作物の県奨励品種に関する告示	誤
主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示	正

平成二十二年一月十五日山口県告示第八号(主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示の一部改正)

二	ページ	段	行	誤
上	左から 一三			
				主要農作物の県奨励品種に関する告示
				主要農作物等の種子等に係る県の奨励品種に関する告示
				正

平成二十二年六月八日印刷

発行所

山口県知事